

平成30年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成30年9月27日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第48号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第4 議案第49号 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 日程第5 議案第50号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 認定第1号 平成29年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第2号 平成29年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第3号 平成29年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第4号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第5号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第6号 平成29年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第12 認定第7号 平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 発議第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について
- 日程第14 常任委員会委員の選任について
- 日程第15 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第48号 市道路線の廃止及び認定について
- 第4 議案第49号 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 第5 議案第50号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 第6 認定第1号 平成29年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第7 認定第2号 平成29年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第8 認定第3号 平成29年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第9 認定第4号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第10 認定第5号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第11 認定第6号 平成29年度本巢市水道事業会計決算について
- 第12 認定第7号 平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算について
- 第13 発議第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について
- 第14 常任委員会委員の選任について
- 第15 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第1 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

追加日程第2 議会だより編集特別委員会委員の選任について

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	大久保守康	議会書記	鈴木友理香

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

それでは、開会をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大西徳三郎君と1番 高橋勇樹君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

委員長 瀬川治男君。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

去る9月6日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第50号の補正予算と認定第1号から認定第7号までの決算の計8件であります。

付託同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、分科会を設置して、各分科会に審査項目を割り振りして審査することといたしました。

その後、分科会には、13日に文教福祉分科会、14日に産業建設分科会、18日に総務企画分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の21日午前9時より、本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、早川副市長、教育長のほか関係職員の出席を求め、各分科会長からの審査報告を受けた後、委員全員で付託議案の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、報告いたします。

9月13日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、早川副市長、産業建設部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件について審査を行いました。

会議を行う前に、市道路線の廃止及び認定と都市公園を設置すべき区域における現地を視察した後、会議を行いました。

会議では、産業建設部関係の付託案件である議案第48号 市道路線の廃止及び認定について、議案第49号 都市公園を設置すべき区域の決定についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第48号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第3、議案第48号を議題といたします。

議案第48号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、議案第48号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、建設予定の東海環状線のパーキングエリア駐車場及び都市公園駐車場へ市道から進入する場合の計画はとの質疑に、執行部から、都市公園駐車場には市道糸貫2220号線、同2219号線から進入することになる。これらの市道とパーキングエリアの駐車場と補足駐車場は、約3メートルの高低差がある。したがって、市道はパーキングエリア補足駐車場進入通路の下をくぐるような形になるとの答弁がありました。

都市公園の土地取得には地主との交渉等があり、流動的な中において、今、道路の認定、廃止の決定を行わなければならない理由は何かとの質疑に、執行部から、今回の道路認定及び廃止については都市公園の設置に伴うものであり、今年度予算を執行するためには、このタイミングで決定をお願いし、用地買収をさせていただきたいというものであるとの答弁がありました。

市道糸貫2219号線と同2220号線に車どめを設ける計画となっているが、車どめの設置は必要なのかとの質疑に、執行部から、車どめについてはあくまでも暫定であり、今後、NEXCOと協議をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、土地の買収については、市民の理解を得られるよう価格設定を慎重に行い、パ

ーキングエリアを建設するNEXCOとの交渉も慌てることなく慎重にお願いしたいとの要望がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（鐔本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第4、議案第49号を議題といたします。

議案第49号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、報告いたします。

議案第49号 都市公園を設置すべき区域の決定についての審査の経過と結果について、御報告をいたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、この公園を災害時の一時避難場所にするという説明を受けたが、どのくらいの避難を予定しているのか。また、井戸を設置する予定をしているということがあがるが、災害時にどの程度の水が賄える計画であるのかとの質疑に、執行部から、想定している避難者数は、近隣住民、公園利用者、高速道路利用者で合わせて1,350人である。

水については、トイレの水など飲み水以外の水を賄う予定であるとの答弁がありました。

一時避難所として多目的ドームで一晩過ごすことになるが、そのときの床はどうなるのかとの質疑に、執行部から、避難場所の床については、ドームでは人工芝、管理棟では床になるとの答弁がありました。

この公園はどのような方向性で設置していくのかとの質疑に、執行部から、この公園はパーキングに都市公園を設置して、高速道路利用者及び市民の憩いの場として物販をできるようなものをつくりながら、災害時に救急物資の受け入れなど、災害にも使える多機能の公園にしたいとの答弁がありました。

2カ所あるパーキングエリア駐車場と店舗、管理棟は市所有の施設になるのかとの質疑に、執行部から、これらの施設は市の土地の中に設置することになっているが、どこの所有になるかはまだ決まっていないとの答弁がありました。

管理棟は公園を管理するものなのかとの質疑に、執行部からは、管理棟は公園の管理と高速道路利用者の休憩施設にするよう考えているとの答弁がありました。

また、委員から、土地購入価格の設定は、市民の理解が得られるような価格で進めてほしい。今後はスマートインターにできるよう、NEXCOと協議しながら進めてほしいなどの要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

16番 大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

今、委員長から説明をしていただきました。

都市公園を設置すべき区域と先ほどの市道のことについては、場所は同じ場所ということでありますが、この地域につきましては、前から我々も聞いておりますので、承知しており、何ら異論を挟むものではありませんけど、先ほど委員長の説明によると、価格については市民の理解が得られるような価格と、そのようなことを言われましたけど、当初予算に、たしか坪にすると6万円ぐらいの当初予算で組んであったと思いますけど、実勢価格はもっと下かなと、そんなことで、高速道路につきましては価格とこの価格が一緒というような形になってきても、実勢価格からはちょっと飛び抜けたような価格になるのではないかと思ったりなんかして、そんなことで、当初予算で見たその価格をもとにやられていくのか、それとも実勢価格に基づいてやっていくのか、その辺、委員会のほうではどのような判断をされたのか、お聞きをいたします。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

委員会としては、さきがた御報告したとおりでございますけど、執行部にお尋ねして、執行部がこれからよく検討をして、価格も決定をするというふうなお話でした。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

○16番（大西徳三郎君）

はい、いいです。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第50号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第5、議案第50号を議題といたします。

議案第50号については、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 瀬川治男君。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

最初に、一つ皆さんにお断りをしたいと思います。

先ほどの諸般の報告の中で、分科会におきましては、13日に文教福祉分科会、14日に産業建設分科会と報告させていただきました。ちょっと私、勘違いしまして、13日は中学校の運動会がありましたので、産業建設とかわってもらったという経緯がございまして、訂正しますが、13日に産業建設分科会、14日に文教福祉分科会というふうに訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。まことに申しわけございません。

議案第50号 平成30年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について

て報告いたします。

本案につきましては、分科会で審査の後、21日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。報告すべき質疑や意見はありませんでした。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 認定第1号から日程第12 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第6、認定第1号から日程第12、認定第7号についてまでを一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

委員長 瀬川治男君。

○予算決算委員会委員長（瀬川治男君）

認定第1号から認定第7号までについての審査の経過と結果について、報告いたします。

付託された議案は各分科会において審査した後、21日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について報告いたします。

最初に、認定第1号 平成29年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容です。

委員から、敬老祝賀会に参加する人は決まった人であり、より多くの人に参加してもらうのが理想である。敬老祝賀会を見直す時期に来ているのではないかとの質問に、執行部から、現在、敬老祝賀会のあり方について検討している。自治会に説明し、アンケート調査を行っている。その結果

で今後の開催方法を考えていきたいとの答弁がありました。

高齢者運転免許証自主返納の支援事業について、樽見鉄道乗車券を配付しているが、配付実績が少なく、この内容のままでは自主返納に効果が少ないのではないかとこの質疑に、執行部から、昨年度から始めた事業であり、周知ができていない。今後、対象者に周知をしながら、状況に応じて新たな仕組みを検討していきたいとの答弁がありました。

地域見守り活動事業の中の福祉協力員が、糸貫地区だけが1名、他の地区と比べると少なくなっている。見守りは誰が行っているのかとの質問に、執行部から、見守りは民生委員にお願いしている。今後、糸貫地域の福祉協力員の増員に努めていきたいとの答弁がありました。

小学校情報機器整備事業としてパソコンを購入しているが、購入台数に比べ事業費が高額となっている。この中にはソフト導入料や指導料を含んでいるのかとの質疑に、執行部から、パソコン機器代のほか、ソフト更新料などの設置費やその他の費用を含んでいる。また、教育用パソコンは一般のものより高額となっているとの答弁がありました。

文化財には県指定と市指定があるが、文化財保護はどのような組織がどのように活動を行っているのかとの質疑に、執行部から、文化財は市の文化財審議会の中で検討しながら保護を行っている。県指定担当委員、市指定担当委員、それぞれが巡回し、保護活動を行っているとの答弁がありました。

根尾地域の池に生息していた天然記念物であるオヤニラミについて、生息調査を実施されていないかとこの質疑に、執行部から、生息場所付近はアマゴの放流により、平成29年度以降は生息調査を行っていない。今後、調整を図っていきたいとの答弁がありました。

留守家庭教室指導員の配置人数が少なく、指導員1人の負担が大きくなっているとの声があるがとの質問に、執行部から、指摘のとおり配置基準は満たしているが、必ずしも余裕を持ってやっているとは言えない。雇用形態に合った指導員の確保が難しいため、人数確保ができていないのが現状である。引き続き、指導員の確保に努めていくとの答弁がありました。

水鳥住宅の無償分譲について、平成29年度の実績はとの質疑に、執行部から、昨年度は申し込みが1件あり、今年度の夏に住宅を建てられている。今後6年を経過した時点で、無償で土地をお渡しすることになるとの答弁がありました。

旧本巣保育園、旧本巣西保育園の跡地利用について、市民協働による住民ワークショップを開催し、公園整備計画を作成したとあるが、具体的にどのような公園となり、管理はどのようになるのかとの質疑に、執行部から、旧本巣保育園跡地の公園の面積は3,600平方メートル、旧本巣西保育園跡地の公園の面積は約2,000平方メートルで、管理は地元が無償でお願いすると予定しているとの答弁がありました。

地籍調査の進捗率が19.86と低いが、低い理由には何があるのかとの質問に対して、執行部から、地籍調査は国土調査法に基づき、地元の要望を聞きながら進めている。また、この調査は県・国の補助事業であるので、補助事業の金額に合わせた形で進めているとの答弁がありました。

また、山林の地籍調査については、境界に関する国の法律改正がなければ進んでいかないと思う

がとの質疑に、執行部から、国のほうでは法律を整備していただくよう、本巢市として国・県に対して意見を伝えていきたいと思うとの答弁がありました。

今後の農業については、10年先を見越した形で進めていく必要があると思うが、市の考えはどの質疑に対して、執行部からは、今後の水田営農については、農地中間管理機構事業を活用し、各地域の担い手と貸し借り、調整を行って、農地の有効活用を図っていきたい。また、新規就農者については、ハウス栽培で就農していきたい方が見えるので、国・県の補助事業を活用しながら支援していきたいとの答弁がありました。

織部の里、うすずみ温泉が指定管理ということで、ダンスホールやプロジェクトアドベンチャー施設を設置し、進められているが、今のところ期待していたほどの成果が余り感じられないがとの質問に対し、執行部から、現在、企業、教育施設に対し、施設利用等の成立活動を行っているところであるとの答弁がありました。

多面的機能支払交付金については、それぞれの団体が交付を受けているが、収支決算の確認方法は、また各団体役員の報償費は対象となるのかとの質疑に対し、執行部から、収支決算については建設課職員が確認し、県のほうでチェックをしている。また、役員の報償費は交付金対象になるとの答弁がありました。

次に、クレジットカード収納事務の目的は、ニーズに応えること、滞納者を減らすことであるが、実績の分析として滞納されていた方の利用が多いのか、それとも滞納者ではない方の利用が多いのかとの質問に、執行部から、この制度は昨年からはじめた制度のため、昨年度については、滞納者の利用はできなかったとの答弁がありました。

次に、大規模商業施設の市税に何年か滞納があったが、その処理状況はどの質疑に、執行部から、この件については過去に差し押さえの経緯があり、昨年3月に差し押さえを解除し、実態調査を行ったところ、滞納処分ができる財産がないということで、滞納処分の執行を停止した。その後、当該法人が解散したので不納欠損処理としたとの答弁がありました。

次に、市たばこ税が前年度より増加している理由と今後の税収の見込みはどの質疑に、執行部から、前年度より市たばこ税が増収となっている理由は、市内の販売所が増加し、市内におけるたばこの販売本数が増加したためである。また、10月から税率がアップする。このため、今年度当初予算でも若干増収を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税について、総務省から過度の返礼品の見直しについての通達があったが、それに従わない自治体があったため、その後、総務省は、通達に従わないことは認めないと言っていると報道がされているがとの質問に、執行部は、報道以外に特に国、県から指示は届いていないとの答弁がありました。

次に、衆議院議員選挙委託金について、市として経費の削減に努め、委託金に残額が生じた場合、残額は市に残るのか、返すことになるのかとの質疑に、執行部から、市の努力で経費が削減できても、市に残るのではなく、精算して返すことになるとの答弁がありました。

次に、先日の台風における反省点として、防災無線の室内機が電池切れで使用できなかったこと

がある。これは、それぞれの家庭における管理が悪かったためであるが、今後、住民に対し、管理の周知をお願いできないかとの質問に対し、執行部から、今回の反省点を踏まえ、自治会等を通じて市民の方に周知していきたいとの答弁がありました。

次に、委員間における意見交換について報告します。

委員から、オヤニラミの生息調査について、アマゴが放流されたことから調査ができなかったということであるが、オヤニラミが生息しているのは池である。しっかり確認して、調査ができるのであれば調査すべきであるとの意見がありました。

また、高齢者運転免許証の自主返納が進まない理由として、北部地域の公共交通機関が充実していないということがあるとのことであるが、何かいい案があったら聞かせてほしいとの発言に対し、北部地域のバス停は、広い国道、県道に設置されている。もう少し細かく集落の中にもバス停を設置することも一つの方法かと思うとの意見がありました。

以上、認定第1号についての質疑及び意見交換の内容でございます。

認定第1号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第2号 平成29年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、御報告いたします。

最初に、議案に対する質疑でございます。

委員から、国保運営が県による一元化となる。県に納付するものは徴収した国保税だけを納めるのではなく、県から請求されたものを納めることになっているが、滞納等により不足する分はどうかとの質疑に、執行部から、県には国保税だけではなく、国等の補助金を合わせて納付するものである。引き続き、国保税の収納率を下げないよう努力していきたい。そのほか、ジェネリック薬品の推進など、医療費削減に向けた施策の推進に努力したいとの答弁がありました。

次に、委員間における意見交換について報告します。

委員から、被保険者の中で本来なら社会保険に加入しなければならない人がいる。そういった方に連絡をとり、社会保険に加入していただくよう進めていただくと、少しでも滞納の削減になるのではないかと考えるとの意見がありました。

また、国保は、今年度から運営が県による一元化になったが、徴収は市町で行うため、税率は市町で違いがある。思いとしては、段階的な期間を経て、将来的には徴収額に差がなくなることを望んでいる。議員として、市町の平準化に向けて頑張っていかなければならないと思っているとの意見がありました。

以上が、認定第2号についての質疑及び意見交換の内容でございます。

認定第2号については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第3号 平成29年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

本案については、原案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第3号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第4号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御報告します。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第4号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第5号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について御報告します。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第5号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第6号 平成29年度本巢市水道事業会計決算について御報告いたします。

議案に対する質疑について、委員から、貸借対照表の未収金は何か、また貸し倒れ引当金を計上する基準はないのかとの質疑に、執行部から、未収金は水道料金の未収金である。貸し倒れ引当金は不納欠損処理金額である。貸し倒れ引当金を計上することについての基準はないので、過去の状況を見て計上しているとの答弁がありました。

また、委員間の意見はございませんでした。

認定第6号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、認定第7号 平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算についてでございます。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第7号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

委員長の報告が終わりましたので、監査委員の上谷政明君の退席を求めます。

暫時休憩とします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

認定第1号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。
認定第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。
認定第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。
認定第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

認定第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

それでは始めます。

日程第13 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第13、発議第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書についてを議題といた

します。

発議第2号については、提出者に説明を求めます。

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

それでは、発議第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について、別紙のとおり発案をいたします。平成30年9月27日、提出者、本巢市議会議員 道下和茂。賛成者、本巢市議会議員 大西徳三郎、同じく臼井悦子、同じく河村志信、同じく今枝和子、本巢市議会議長 鏑本規之様。

それでは、趣旨の説明をさせていただきます。

旧地方議会議員年金は、市町村合併が急速に進んだことなどにより議員数が激減したため、同年金の財政が破綻寸前までになったことが原因で、平成23年6月1日に制度廃止となったものであります。議会議員のみを対象とした旧地方議会議員年金制度の復活を求めるものではなく、議員特権と批判を受けるものでもありません。平成27年10月1日から被用者年金は一元化となり、厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。地方議会議員についても、首長、地方自治体職員と同様に、一般の会社員と同じ厚生年金に加入できるように求めるものであります。

また、旧地方議会議員年金制度廃止法案の委員会採決に際し、衆参両議院の総務委員会において、全会一致により、地方議員年金制度廃止後おおむね1年をめどとして、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うという附帯決議が可決されております。

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっており、地方議会の果たす役割と責任はますます重要となります。

我が国の就業者に占めるサラリーマンの割合は9割にも達し、議員のなり手もサラリーマンからの転身者がこれからは増加していくと考えられます。加入できるようになれば、民間会社の社員などが転身しても、切れ目のない適用を受けることができる。老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整い、多様で有為な人材の確保に寄与することができ、人口減少の時代を迎え、特に地方では議員のなり手がなく、無投票の解消、投票率の向上などの自治体の将来や住民貢献に効果のあるものとなると考えます。

また、平成26年の厚労省の発表の平成27年度末時点での公的年金加入者は約6,700万人のうち、国民年金のみの加入者は1,700万人であり、約75%は厚生年金加入者とその被扶養配偶者であります。平成28年10月から、一定の短時間労働者に対する厚生年金の適用も拡大されております。議員の厚生年金の加入は、これらともに合わせまして、加入者の増加は年金制度全体の安定にも資することにもなります。

他方、地方議員が厚生年金に加入した場合、地方自治体全体で約200億円の新たな公費負担が生ずるとの指摘などがありますが、しかし、会社、法人などと同様の制度による事業主負担であり、また首長、自治体職員と同様に地方公務員共済組合を経由して加入することになるかと思えます

が、そうした場合に、また地方財政措置が行われるのではないかと考えております。

平成29年12月28日現在、全都道府県、市町村1,788団体のうち1,035団体、約60%の議会で意見書が可決されております。全国的に見ても、制度創設は多くの議会から求められております。

そうしたことから、もっと早く議論がされ、検討を行う必要があったのではと考えております。よって、厚生年金への地方議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

平成30年9月27日、岐阜県本巣市議会議長。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

以上でございます。議員各位におかれましては、御理解賜り、御賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原議員。

○13番（若原敏郎君）

提出者に対して疑問がありますので、質問させていただきます。

意見書の中に、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等、議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後も安心というふうに書いてあります。今、提出者からる説明がありました。私は平成23年6月に、地方議会議員年金制度は維持が困難なため、一度廃止されたと。そのときに、1年を目途に新たな制度を検討する附帯決議がついていたと、こんな説明がありまして、あれから7年がたっておるんですが、国においては附帯決議をつけたまま、そのときに議員のいろんな抵抗やら廃止のための、そのときに責任逃れをしたのかなあという、そんな感じを受けておりました。

そこで質問なんです。議員に転身される方は、サラリーマンから転身される方、それとまたサラリーマン、そのまま籍を残しながら議員になられる方、また事業主である国民健康保険に入っている方、それぞれの方が転身されてくるわけなんです。厚生年金に加入することができると思いますが、やはり厚生年金と健康保険というのはセットでありますので、セットで加入を義務づけられているのか、それとも全員がそこへ入らなければならないのか、それと、それに入らなくても現状のままでもいいのか、この意見書からではそこらあたりが読み取れませんので、その点を一つ御質問したいと思います。これは選択できるのか、全員加入しなければならないのか、また厚生年金と健康保険セットで入るのか、そんなことを質問したいと思います。

それと、これには事業主負担が半分ありますので、議員は、事業主といいますと市に雇われているのかというような思いがするんですが、これは雇われているんじゃないしに市民の代表であるというふうに思いますが、予算を決めるときに、その予算の中に市の負担分、共済費が含まれていきま

すが、その点のことはどうお考えかということをお聞きいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問に対して、提出者である道下和茂君に答弁を求めます。

○11番（道下和茂君）

今の質疑でございますが、市からお金をいただいておりますということでございます。現在、我々は報酬も市からいただいております。これは、ひいて言えば市民からいただいておりますということで、例えば厚生年金に加入するということになれば、これはどういうふうになるかわかりませんが、ある程度の財政措置も、これは税金ということになります、措置になるということでございます。

あと、詳細につきましては、やはり我々がここでいろいろ決めるということではなくして、やはり法整備でございますので、国会のほうで議論が今後されると考えております。

それと、いわゆる社会保険の年金と医療保険、いわゆる年金は厚生年金でございますが、医療保険は今は協会けんぽで行われて、これは、社会保険制度としては一体のものであるのではないかと考えております。

それから、例えば現在、兼業でサラリーマンをやりながら議員を務めてみえる方、これは二者択一になるのか、2分の1ずつになるのか、そこら辺もやはり法整備の段階で、国のほうで議論されるべきものかと考えております。

○議長（鐔本規之君）

よろしいですか。

[挙手する者あり]

13番 若原議員。

○13番（若原敏郎君）

答弁いただきましたけど、厚生年金の保険料は、年金制度改革に基づき平成16年から段階的に引き上げられて、昨年の9月を最後に引き上げが終了しました。以降、厚生年金保険料は18.3%で固定されていると私は理解しておりますが、この保険料は個人負担と事業主負担が半々なので、先ほどもありましたが、提出者は、若い世代が議員になった場合、ずっと自分の報酬から保険を掛け続けなければならないと、年金がもらえるようになるころは、ずっと先の話なんですよね。ということは、そういうことを考えますと、逆に負担が大きいのじゃないかと、市の負担もありますし、個人の負担もあると、これについてはどうお考えですか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を提出者である道下和茂君に求めます。

○11番（道下和茂君）

厚生年金、今言われた掛金18.3%でございますが、今これは本人負担が9.5%、事業主負担が約8.8%、その程度になろうかと思っております。

また、将来かえって負担が大きくなるのではないかとということでございますが、将来の安定のために厚生年金に入りまして、将来を保障していくと、担保していくというものでございます。

また、現在では、厚生年金に入っていない議員さんにおかれましては、いわゆる国民年金基礎部分の1階の部分だけでございますが、これに入ることによりまして、比例報酬等で2階立て部分が受け取れるということで、決して不利になるような問題ではございません。

また、いわゆる手取り額が少なくなるというような懸念から言われたと思うんですが、それは、手取り額は多いか少ないか、または報酬が多いか少ないかということは、これは、今現在のこの厚生年金の部分は国のほうでの法律整備でございますし、報酬額においては、これは市の条例で決めることでございますので、これは議論する場が私は違ってくるのではないかなど、そんなふうに思います。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

13番。

○13番（若原敏郎君）

結構です。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原議員。

○13番（若原敏郎君）

先ほど、提出者からも答弁がありましたが、議員になるために、議員と会社員とは根本的に働き方が違うため、いろんな問題点が多いと思います。どう考えても、議員年金を廃止して7年がたち、年金がないからなり手がいないと、厚生年金に加入したらという考えは理解ができません。年金制度を復活させると、個人負担、事業主負担があり、若い方には特に報酬が目減りをするんじゃないかと、そんなことを考えております。現実と照らし合わせても、若い結婚前の議員を志してきた議員の人や、子育て中の世代の議員にしても、高齢者を抱えた中堅の議員にしても、年金をもらえるようになるのはずうっと先で、老後の生活費がふえるかもしれませんが、お金が必要なのは、今が大切というふうに思っております。保険料の支払いのために報酬が減収することを知れば、ますま

す議員のなり手がなくなり、議員確保にはつながらないと、そんなことを思います。議員は4年ごとに選挙があり、厚生年金加入の事業主負担分を報酬でもらったほうがよいのではないかと考えます。

要するに、事業主負担分を報酬を上げていただいて、それで今もらった方がいいと、その方が現実的ではないかと、そんなふうに思いますので、この件につきましては賛成できません。よって、私は反対します。

私の意見に賛同の方は、どうかよろしく申し上げます。以上です。

○議長（鰐本規之君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

若原議員とは同じ会派ではございますが、この議案につきましては、どうも意見が分かれたようでございますので、私は、ただいま議案となっております厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書案について、賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、かつて存在した自治体議会の議員年金が廃止されたのは、先ほども説明にありましたように2011年のことであります。その原因といたしましては、国が主導した大規模かつ急速な平成の大合併に伴い、議員数の予想を上回る激減と行政改革による議員定数、議員報酬の削減がありました。このことにより掛金を出す人が少なくなり、この年金制度が維持できなくなったことから必然的に廃止となったわけであり、議員の特権だという批判に応えたわけでないことを初めに指摘をさせていただきます。

さらに、国会におけるこの制度廃止法案の委員会採決に際し、衆参両議院の総務委員会において全会一致により、地方議会議員年金制度廃止後おおむね1年をめぐりとして地方議会における人材確保の観点から踏まえた新たな年金制度について検討を行う旨の附帯決議が可決されていることを確認しておきたいと思っております。

我が国の公的年金制度については、さまざまな見直しがされており、平成27年10月1日からは被用者年金一元化となり、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が、厚生年金に統一されました。

今回、全国市議会議長会から依頼があった中身といたしましては、地方議会議員のみを対象とした旧年金制度の復活を求めるものではなく、同じ地方自治体行政に携わる者として、地方議会議員についても、首長、地方自治体職員と同様に、一般の会社員と同じ厚生年金に加入できるようにするものであって、地方議会のみの特例的な制度を設けるものではありません。

平成26年度末時点では、公的年金加入者は約6,700万人で、そのうち75%は厚生年金加入者とその被扶養者、扶養配偶者であり、平成28年10月からは、一定の短時間労働者に対する厚生年金の適

用が拡大をされており、厚生年金による年金制度全体の安定を政府として補足しているものであります。

制度改正の中身につきましては、まだ明らかにはなっておりませんが、現在の厚生年金に当てはめると、会社、法人等と全く同様の制度による事業主負担で、厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県、市区町村全体で、先ほども説明にありましたが、約200億円の新たな公費負担が生じるという試算がされております。事業主負担として、首長、自治体職員と同様に、議員個人の掛金と同額を各自治体が負担する地方財政措置がなされるものと想定をいたしますが、これを理由に反対するのであれば、首長、自治体職員の負担についても同じ理由で論ずるべきであり、厚生年金制度そのものを否定することになります。

近年、報酬額の低い地方議員においては議員のなり手が少なく、定数を減らしても無投票となるケースが圧倒的に増加をしております。有産者、年金生活者が被扶養者等、経済的に他の収入減がなければ議員活動ができないとなれば、果たして地域の理論を代表する機関と言えるのか。また、そもそも日本国憲法が保障する普通選挙制度として妥当なのか、疑問に思うところであります。

議員には、市区町村長や一般職員に支給される退職金の制度がありません。しかし、選挙のたびに失職するリスクに対し、落選したらその後の生活は非常に困難で、議員経験者を受け入れる会社等が極めて乏しい実情であります。

人口減少時代に突入し、経済も思うように回復しない中、かつての税収は見込めず、国からの交付金も減少していきます。少子化、高齢化は顕著で、少子化対策、高齢者福祉などの社会保障費は増大する一方であり、地方議会は、その果たす役割はさらに大きくなっていきます。

二元代表制の地方自治では、よく首長、執行部と議会は車の両輪とされます。しかしながら、優秀な職員に対抗するには、それだけの人材が必要となります。今回の決算を見ても、一般会計から各事業への多額の繰り入れが相変わらず続いており、正常な状況ではないということは、誰もが思うところであります。しかしながら、この状況で改善する抜本的な改革案も見出せないままであります。

議員というのに対し、退職金、年金など何の保障もないことが、志ある者が意欲があっても踏み切れないことのネックの一つであるならば、将来を託す世代に対し存分に活躍できる環境を整えることも、私たちの使命であると考えます。

以上、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書案について、賛成討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定しました。議事の都合により暫時休憩とします。

引き続き、全員協議会を開催しますので、全員協議会室に御参集ください。

午前10時54分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（鏑本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 常任委員会委員の選任について

○議長（鏑本規之君）

日程第14、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

予算決算委員会委員に、大西徳三郎君、上谷政明君、瀬川治君男、若原敏郎君、村瀬明義君、道下和茂君、臼井悦子君、黒田芳弘君、堀部好秀君、澤村均君、河村志信君、寺町茂君、高田浩視君、今枝和子君、高橋勇樹君、以上の15名を、続いて、総務企画委員会委員に、大西徳三郎君、若原敏郎君、道下和茂君、私、鏑本規之、河村志信君、今枝和子君、以上の6名を、続きまして、文教福祉委員会委員に、臼井悦子君、黒田芳弘君、私、鏑本規之、堀部好秀君、寺町茂君、高田浩視君、以上6名を、続いて、産業建設委員会委員に、上谷政明君、瀬川治君男、村瀬明義君、私、鏑本規之、澤村均君、高橋勇樹君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

予算決算委員会は全員協議会室にて、予算決算委員会の互選終了後、総務企画委員会は全員協議会室にて、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室において開催をいたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

それでは、1時15分からまた再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時14分 再開

○議長（鐔本規之君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算決算委員会委員長 瀬川治男君、副委員長 若原敏郎君、総務企画委員会委員長 大西徳三郎君、副委員長 河村志信君、文教福祉委員会委員長 白井悦子君、副委員長 黒田芳弘君、産業建設委員会委員長 村瀬明義君、副委員長 上谷政明君、以上のとおりです。

日程第15 議会運営委員会委員の選任について

○議長（鐔本規之君）

日程第15、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名いたします。

瀬川治男君、若原敏郎君、村瀬明義君、道下和茂君、白井悦子君、黒田芳弘君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

議会運営委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後1時17分 休憩

午後1時21分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

議会運営委員会は、委員長 若原敏郎君、副委員長 瀬川治男君、以上のとおりです。

お諮りします。先ほどの休憩中に、議会だより編集特別委員会委員 瀬川治男君、臼井悦子君、堀部好秀君、寺町茂君、今枝和子君、以上5名の方から、一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（鰐本規之君）

追加日程第1、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、瀬川治男君、臼井悦子君、堀部好秀君、寺町茂君、今枝和子君、以上の退場を求めます。

暫時休憩とします。

午後1時23分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 瀬川治男君、臼井悦子君、堀部好秀君、寺町茂君、今枝和子君、以上5名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 瀬川治男君、臼井悦子君、堀部好秀君、寺町茂君、今枝和子君、以上5名の辞任の許可については、許可することに決定いたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、瀬川治男君、臼井悦子君、堀部好秀君、寺町茂君、今枝和子君の入場を許可いたします。

暫時休憩。

午後1時27分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

瀬川治男君、臼井悦子君、堀部好秀君、寺町茂君、今枝和子君に申し上げます。

瀬川治男君、臼井悦子君、堀部好秀君、寺町茂君、今枝和子君の議会だより編集特別委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りをいたします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（鰐本規之君）

追加日程第2、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

瀬川治男君、村瀬明義君、臼井悦子君、澤村均君、河村志信君、以上5名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。議会だより編集特別委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長は臼井悦子君、副委員長は村瀬明義君、以上のとおりです。

閉会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回本巢市議会定例会を閉会といたします。30日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後1時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 高 橋 勇 樹